

国立大学法人小樽商科大学における法人文書の公開に関する規程

(平成13年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)において法を適切に運用するために、本学の法人文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、本学の情報公開の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に掲げる用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

(情報の提供・公開)

第3条 本学は、法第1条及びこの規程第1条の目的に照らし、本学の保有する法人文書を広く社会一般に提供・公開するよう努めなければならない。

(法人文書の開示請求)

第4条 何人も、法及びこの規程の定めるところにより、国立大学法人小樽商科大学長(以下「学長」という。)に対し、本学が保有する法人文書の開示を請求することができる。

2 開示請求は、本学で別に定める所定の用紙を提出してしなければならない。

(法人文書の開示義務)

第5条 学長は、法人文書の開示請求があったときは、法第5条及び法第5条を具体化するために本学で別に定めた基準により不開示とされる場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない。

2 開示請求があったときは、学長は、必要に応じ、この規程第7条に定める情報開示検討委員会に諮問することができる。

(情報開示室)

第6条 本学総務課に情報開示室を置き、法人文書の開示請求の受付け、法人文書を保有する関係部署との協議、開示請求者に対する送付の事務を行う。

(情報開示検討委員会)

第7条 学長の諮問に応じ、調査、審議するため、本学に、情報開示検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、以下の者をもって構成する。

(1) 教員3名

(2) 事務局長

3 前項第1号に掲げる委員の任期は2年とし、学長がこれを任命する。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(規程に定めのない事項)

第8条 法人文書の開示に関し、この規程に定めがないときは、法及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」の定めるところによる。

(教育研究評議会での審議・報告)

第9条 この規程に基づく情報の開示に関し重要と認められる事項については、教育研究評議会で審議する。

2 学長は、開示等の決定をした場合、この規程に基づく情報の開示に関する状況を、年に一度、教育研究評議会で報告する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。ただし、この規程施行前に行われた法人文書の公開及び入試情報等の本人開示については、改正後のこの規程に基づき行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年10月5日から施行する。